

自動車税のお知らせ (抹消登録について)

自動車税は、4月1日時点の自動車の所有者に1年分課税されます。

運輸支局で3月末までに抹消登録を完了した場合、平成25年度分の自動車税は課税されませんので、現在、廃車を検討されている方は、3月中に抹消登録をお済ませください。

■問合せ先

檜山振興局税務課 TEL 5 2 - 6 4 7 1



水道課からのお願い

○最近、長期不在家庭での流水事故が増えています。長期間留守にすると、空き家となる場合は、水落としなどを含めた水道の管理をよろしくお願いします。

○町の水道につないでいる建物を解体する場合は、上ノ国町水道事業給水条例第5条、または簡易水道事業条例第6条に基づいて申し込みが必要です。必ず事前に申し込みを行ってください。

町税は納期内に納めましょう

町税は、定められた期限までに自主的に納めていただくことになっております。

納付をうっかり忘れ、**納期限を過ぎますと** 督促状や催告書が送られるほか、**本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めなければなりません。**

また、町税を滞納のままにしておきますと、滞納者の財産（給与、預貯金、不動産等）について、差押え等の滞納処分を受けることになります。

このように町税の滞納は、納税者にとって不利益となるだけではなく滞納整理に費用がかかり、この費用も納税者の税金から支出することになりますので、町税を有効に活用するためにも、納期内の納税にご協力ください。

町税は福祉・教育・土木事業など町民生活に係わりの深いあらゆる行政活動の重要な財源となるものです。町政の円滑な推進に町税が有効に活用されるよう納期内納付にご協力ください。

延滞金

納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合で延滞金がかかります。ただし、納期限の翌日から1か月以内の期間については、年7.3%（この期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、この期間の属している年の前年の11月30日現在の「基準割引率および基準貸付利率」に4%を加算した割合）の割合となっています。

計算例：

平成24年度 町民税・道民税（普通徴収）第1期分（納期限 平成24年6月30日）67,800円を平成24年9月30日に納めた場合

$67,000円(1,000円未満端数切り捨て) \times 4.3\% \times 31日(納期限の翌日から1ヵ月経過する日(7月31日)まで) \div 365 = 244円(1円未満端数切り捨て) \dots A$

$67,000円(1,000円未満端数切り捨て) \times 14.6\% \times 61日(8月1日から納付日(9月30日)まで) \div 365 = 1,634.8円(1円未満端数保有) \dots B$

$A + B = 244円 + 1,634.8円 = 1,878.8円(100円未満端数切り捨て)$ **延滞金額は、1,800円**

●お問い合わせ 財政課 税務グループ

★有料広告

無料送迎・無料配達承ります！

大留・北村・上ノ国・桂岡・中須田・新村・豊田・小森・向浜・原歌・内郷・大崎

上記地区で、お買い物希望の方、**無料送迎**いたします。

なお、2000円以上のお買い上げの方、**配達無料**。

お気軽にお電話を!!

上記地区以外の配達、ご相談ください。

トライマート

檜山郡上ノ国町北村161-5
TEL 0139-55-1091

